

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者第三者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市総合体育館及び船橋市武道センター（以下「総合体育館等」という。）の管理運営について、船橋市総合体育館条例（平成5年船橋市条例第18号。）第4条及び船橋市武道センター条例（昭和62年船橋市条例第12号。）第4条の趣旨に基づき、施設の管理運営が適正に行われているか評価するため、船橋市総合体育館及び船橋市武道センター指定管理者第三者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、指定管理者による施設の管理運営を評価し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 指定管理者の管理運営状況の評価を行うに当たっての評価方法及び評価基準を決定すること
- (2) 評価基準に基づく管理運営の評価に関すること
- (3) その他、評価を行うに当たり教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者を教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の開催等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条の定めるところによる。

(災害補償)

第6条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部生涯スポーツ課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(廃止)

第9条 この要綱は、第2条に規定する報告をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。